

令和3年第6回 北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月28日(月) 午後1時25分から午後1時55分

2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室

3. 出席委員 (11人)

11番 水谷 茂樹 (会長)	7番 善岡 浩樹 (会長代理)	
1番 松田 力	2番 中村 広治	3番 北清 裕邦
4番 植松 春雄	5番 澤田 正人	6番 藤崎 正雄
8番 川瀬 崇	9番 川島 史伸	10番 高田 秋光

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の選出	松田 力 中村 広治
第 2	会議書記の指名	川本局長、滝上推進員、手嶋主事、下浦主事
第 3	農政報告	参 与 南波課長
第 4	会務報告	事務局 川本局長
第 5	議事参与の制限	なし
第 6	議案第15号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第 7	議案第16号	農地所有適格法人の要件確認について
第 8	議案第17号	現況証明の交付について

6. 農業委員会事務局職員

川本弥生事務局長・滝上和昭農地推進員・手嶋啓太主事・下浦健太主事

7. 参与

南波肇産業課長

事務局長(川本)	<p>只今から、令和3年第6回農業委員会を開催します。</p> <p>本日は、全11名の委員が出席で、会議規則第6条の規程により会議が成立しておりますので報告いたします。</p> <p>それでは、水谷会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長 (水谷)	<p>ここ数日は顔を合わせるたびに暑いというのが第一声となっております。この時期にしては暑い日が続いています。畑作物が心配です。先週の全国農業新聞に載っておりましたが、全国で農業として経営しているのが約107万経営体で5年前よりおよそ2割減少しているところであります。経営者の平均年齢が68歳ということで、団塊の世代、一番多い世代です。北竜も多い世代ですが、その世代がリタイヤすると更に農業人口が減ることになります。春のアンケートで皆さんそれぞれ自分の地区の動向が見えているかと思っておりますので、早めの対策をお願いしたいところです。細かい部分は下浦くんの方で集計しておりますので、また皆さんに結果を公表したいと思います。</p>
議 長 (会長)	<p>それでは令和3年 第6回農業委員会総会を開催致します。</p>
議 長	<p>日程第1 署名委員の選出について 松田委員・中村委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名 会議書記には、川本事務局長 手嶋主事 下浦主事を配置いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 南波産業課長よりお願いします。</p>
参与 (南波)	<p>皆様ご苦労様です。それでは農政報告をさせていただきます。6月15日現在の普及センター発表によります生育状況を皆さんの方にお配りをしてございます。6月に入りまして好天に恵まれまして水稻の生育がななつぼしで1日早となっております。その他の作物については5月の天候不順により若干不順というものも出てきておりますけれども、ここ数日かなり天候が良くて、逆に雨が欲しいということも言われておりますけれども、順調に生育していくのではないかと考えております。また、今年度のひまわりまつりは新型コロナウイルス感染拡大防止の為に全てのイベントの中止並び観光センターの閉館を決定</p>

してところであります。町民の皆さんには大変心苦しい決定ではありますが、人命の尊重との観点からご理解を賜りたく存じているところでございます。ひまわりの播種については、既に終了してございます。現状ではこのまま開花をさせる予定としてございますので、開花すれば来場者もかなり見込まれるということから安全確保のために7月22日から8月20日までは従前ひまわりまつりで行っておりますような交通規制を行う予定としてございます。農作業等で普段道路を通られる方もおられるかと思いますが、その期間は通行止めということにさせていただきますので、そちらもご理解を頂きたいと考えてございます。

以上農政報告と致します。

議 長

日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。

事務局長

会務報告 4ページをお開き下さい。

【4ページ朗読】

議 長

日程第5 議事参与の制限について

議事参与の制限はありません。

それではこれより、議案3件の審議に入ります。

議 長

日程第6 議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明願います。まずは3-売-20について説明願います。

事務局長

それでは5ページをご覧ください。

議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和3年6月28日提出

6ページをご覧ください

番号 3-売-20

所有権の移転を受ける者

所有権の移転する者 札幌市 北海道農業公社
所有権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
所有権の移転内容は、売買です。
移転時期は、令和3年6月1日です。
対価の支払期限は、令和3年11月30日です。
売買価格 17,584,000円
土地の所在は、美葉牛79番地1外4筆で
田 5筆 67,540.00㎡となっており
旧所有者は[REDACTED]さんです。
資料の1ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。
番号 3-売-20について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 3-売-20について承認いたします。

次に、番号 3-売-21について説明願います。

事務局長

7ページをご覧下さい

番号 3-売-21

所有権の移転を受ける者 [REDACTED]

所有権の移転する者 札幌市 北海道農業公社
所有権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和3年6月1日です。

対価の支払期限は、令和3年11月30日です。

売買価格 7,344,000円

土地の所在は、美葉牛230番地1外2筆で

田 3筆 43,407.00㎡となっており

旧所有者は■■■■さんです。
資料の2ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

質疑等がありませんので採決します。
番号 3-売-21について承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 3-売-21について承認いたします。

次に、番号 3-売-22について説明願います。

事務局長

8ページをご覧下さい
番号 3-売-22
所有権の移転を受ける者 ■■■■■■
所有権の移転する者 ■■■■■■
所有権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
所有権の移転内容は、売買です。
移転時期は、令和3年6月1日です。
対価の支払期限は、令和3年6月30日です。
売買価格 216,000円
土地の所在は、板谷346番地2 1筆で
田 1筆 905.00㎡となっております。
資料の3ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
なお、この売買は隣接する板谷346番地1の宅地を処分するため、既に使用貸借している■■■■■へ売買したいとの申し出により行うものです。
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。
番号 3-売-22について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 3-売-22について承認いたします。

次に日程第7 議案第16号 農地所有適格法人の要件確認について事務局より説明願います。

事務局長

9ページをご覧下さい。
議案第16号 農地所有適格法人の要件確認について

別紙により農地所有適格法人の要件確認について審議する。

令和3年6月28日提出

10ページをご覧下さい。

現在、農地法第3条許可等により農地を所有・利用している農地所有適格法人は13法人であり、それらの法人は毎年事業の状況その他定める事項を毎年農業委員会に報告する義務があります。

資料7ページをご覧下さい。農地所有適格法人の要件として、次の4つの要件全てを満たすことが必要となります。①形態要件については、農事組合法人や株式会社などの会社形態であること、②事業要件については主たる事業が農業または関連する事業であること、会社法人であれば事業全体の売上高が50%を超えていること、③構成員要件については会社法人と農事組合法人では要件が少し異なるが、主に農地を提供する個人や常時農業に従事する個人などとなり、構成員となる者は法人に出資していることが条件となること、④業務執行役員要件についてはその法人の取締役や理事になる者の要件として役員の過半数が農業常時従事構成員であること、役員または重要な使用人のうち1人以上が原則60日以上農作業に従事すること等となります。

なお、確認書の提出を受け、その法人が要件を満たしていない、満

たさなくなる恐れがある場合は勧告等の行うこととなります。

資料8ページからは各法人の確認書を付けております。事務局にて要件確認を行い、各要件の適否欄に○を付してありますので、確認書の内容を含め、確認をお願い致します。

なお、今回は13法人全てをご審議頂きますが、本来、毎年事業期末から3ヶ月以内に農業委員会に報告することとされておりますので、次回からは法人毎の事業期末にあわせてご審議頂きたいと思えます。

以上説明とさせていただきます。

議 長

昨年までは事務局段階での確認で終わっていたのですが、農業会議の研修会できちんと農業委員会の総会で承認をしてくださいと言われましたので、今年皆さんの方に確認をして貰います。しばらく時間を取りますので皆さんの方で内容の確認をお願いします。随時質問は受けたいと思えます。確認をしてください。

事務局長

ちなみに現在13法人ありますが、決算期が1～12月の法人が10法人、2～1月の法人が2法人、3～2月の法人が1法人で計13法人ということになっております。

北清委員

議決権の数が法人によってばらつきがあるが、どのように見ればよいか。

手嶋主事

各法人から提出して貰った報告書に記載のある数字をそのまま載せてある。
報告書を確認するので、少々お待ちください。

議 長

ほのかでいえば、出資構成員の数である。豊竜は？

善岡代理

同じである。

議 長

160という数字は何か、大抵は構成員の数かと思うのだが。株式の持ち分のことか。

北清委員	議決権ではなく、出資口数を記入したのか。
手嶋主事	そのようです。
議 長	今度から統一した方が良いのでは。
事務局長	構成員の人数になっているところとなっていないところがありますので、次回の確認書を提出させて頂くときには、人数で統一するという事で改善させていただきます。
議 長	<p>そうしましょう。構成員か役員定数で統一してください。</p> <p>そのほかに質問等ありますか。大体確認もよろしいですか。</p> <p>竜西農場は以前農事組合法人でした。農民3人以上でなければならなかったのですが、1人になった時点で株式会社に変更している。有限会社も今は存在しません。すべて株式会社に統一されていますので、今後有限会社という会社は出てくることはありません。</p> <p>大体宜しければ採決を取ります。</p> <p>議案第16号 農地所有適格法人の要件確認について、全法人について承認される方は挙手願います。</p>
委 員	【全員挙手】
議 長	<p>議案第16号 農地所有適格法人の要件確認について承認致します。</p> <p>次に日程第8 議案第17号 現況証明書の交付について事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>11ページをご覧下さい。</p> <p>議案第17号 現況証明の交付について</p> <p>現況証明書の交付願いがあったので、適否について審議する。</p>

令和3年6月28日提出

まず、資料の21ページをご覧ください。今回件数が多かったので要図の中におおよその箇所を落とさせて頂いております。

議案に戻りまして、12ページをご覧ください。

届出人

土地の所在は、恵岱別7番地15外 田3筆 です。

証明理由は、道営農地整備北竜南2地区により用水路位置変更のための地目変更登記申請をするものです。

資料22～23ページに位置図としての航空写真と現況写真を添付しております。

次に13ページをご覧ください。

届出人

土地の所在は、恵岱別128番地4 田1筆 です。

証明理由は、道営農地整備北竜南2地区により用水路位置変更のための地目変更登記申請をするものです。

資料24ページに位置図としての航空写真と現況写真を添付しております。

次に14ページをご覧ください。

届出人

土地の所在は、恵岱別145番地2外 田5筆 です。

証明理由は、道営農地整備北竜南2地区により用水路位置変更のための地目変更登記申請をするものです。

資料25～27ページに位置図としての航空写真と現況写真を添付しております。

最後に15ページをご覧ください。

届出人

土地の所在は、岩村59番地1外 山林2筆 です。

証明理由は、地目変更登記申請をするものです。

資料28～29ページに位置図としての航空写真と現況写真を添付しております。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございますか。

委員

【質疑等なし】

議長

採決いたします。4件分とも承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

日程第8 議案第17号 現況証明書の交付については承認と致します。

以上で第6回農業委員会総会終了致します。

議 長

1 番委員

2 番委員
